

泉南市告示第66号

砂川小学校プール児童死亡事故対策プロジェクトチーム設置要綱の
制定について

去る平成23年7月31日に起きた砂川小学校プール児童死亡事故に関して、本市の今後の対策事業を進めるため、次のとおり砂川小学校プール児童死亡事故対策プロジェクトチーム設置要綱を制定する。

平成23年8月29日

泉南市長 向井通彦

砂川小学校プール児童死亡事故対策プロジェクトチーム設置要綱

(設置)

第1条 去る平成23年7月31日に起きた砂川小学校プール児童死亡事故に関して、本市の今後の対策事業等を進めるため、砂川小学校プール児童死亡事故対策プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 プロジェクトチームの事務は、次のとおりとする。

- (1) 事故調査委員会の設立準備と以後の庶務に関すること。
- (2) 市の委託業務の点検作業等に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) その他、当該事故に関して必要と認めること。

(設置期間)

第3条 プロジェクトチームの設置期間は、平成24年3月31日までとする。

(構成)

第4条 プロジェクトチームは、次に掲げる職にある者で組織する。

- (1) 教育委員会教育部次長
- (2) 教育委員会教育部教育総務課課長代理
- (3) 教育委員会教育部生涯学習課生涯学習推進係長
- (4) 市総務部人事課人事係長
- (5) 市総務部総務課総務係長
- (6) 市総務部情報管理課課長代理
- (7) 市財務部契約検査課課長代理

2 プロジェクトチームに総括者を置く。

3 総括者は、プロジェクトチームを代表し、会務を総理する。

(作業部会)

第5条 総括者は、業務を円滑に進めるため、作業部会を定期的を開催することができる。

(サービスの取扱い)

第6条 服務従事の形態は、現所属のまま、必要に応じてプロジェクトチームの事務に従事する。

(庶務)

第7条 プロジェクトチームの庶務は、教育委員会教育部生涯学習課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、告示の日から施行する。